

件 名

新埼玉県立図書館基本構想の策定について

提案理由

新埼玉県立図書館基本構想について、別紙のとおり策定したいので、審議願います。

概 要

- 1 新埼玉県立図書館基本構想の策定について
- 2 新埼玉県立図書館基本構想（案）
- 3 新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について（概要）
- 4 新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について（一覧）

新埼玉県立図書館基本構想の策定について

資料 1

1. 県立図書館を取り巻く社会環境の変化

- 少子高齢化やグローバル化の進展、人口減少時代の到来など、社会環境は大きく変化
- 特に情報通信技術（ICT）の高度化は時や場所を選ばないサービス提供を可能とし、今後の図書館サービスの展開にその活用が必要不可欠
- 多様化・複雑化する社会課題の解決を目指して他者と協働する、学んだ成果を新たな価値に転換するなどの取組のより一層の展開

2. 新県立図書館基本構想策定に係るこれまでの検討等の状況

令和3年度	新しいタイプの図書館検討有識者会議 (これからの時代の図書館像を議論)	次の3点の図書館像を提示 ①デジタルネットワーク上における県内全域の情報拠点「プラットフォームライブラリ」 ②創造的な社会参画を生み出す拠点「エンパワメントライブラリ」 ③県内図書館ネットワークの中核として、時代の要請に応じたサービスを展開する「リーディングライブラリ」
令和4年度	新埼玉県立図書館基本構想検討専門家会議 (新たな県立図書館における機能やサービスを議論)	主な意見 ・ 公立図書館が地域の姿を未来へ伝えていくため、地域資料のデジタル化及び紙・デジタル両方での保存が重要 ・ 県民が対話協働して新たな価値を創造する場の提供、成果のアーカイブ化が必要 ・ 県全体の図書館サービス向上のための市町村立図書館への支援が必要
	県民とともに作る新県立図書館ワークショップ (基本構想に関する県民同士の意見交換)	主な意見 ・ 埼玉県のことなら全て分かる図書館、交流して知識を持ち帰ることのできる図書館、デジタルアーカイブに強い図書館、が望まれる
令和5年度	新県立図書館基本構想(案)に対する県民コメント (意見件数41件)	主な意見 ・ 来館でなければ利用できない内容のものは市町村の図書館などの施設も利用できるよう連携すればよい ・ レファレンスのAI化ができないか

新埼玉県立図書館基本構想の策定について

3. 基本構想（案）の概要について

(1) 趣旨

社会環境の変化を踏まえて、新たな県立図書館の方向性や目指す図書館像、重点機能、主なサービスをまとめるもの

(2) 概要

ア 新たな県立図書館の方向性

市町村立図書館等との連携により、幅広い図書等へのアクセスを保障する図書館へ

デジタル技術の活用により、非来館型サービスが充実した図書館へ

県民の協働による学び、価値創造の取組を支援する図書館へ

イ 新たな県立図書館が目指す図書館像

図書館像1 埼玉の地域資料の拠点となる図書館

図書館像2 来館しなくても県民誰もがサービスを楽しむことができる図書館

図書館像3 県内図書館サービス全体の充実に資する図書館

図書館像4 県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館

ウ 新たな県立図書館の重点機能と主なサービス

重点機能	主なサービス
① 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 埼玉ゆかりの地域資料の収集と提供（紙資料及びデジタルアーカイブ化による提供） ✓ 継続的な資料提供サービスのための図書等の閉架書庫での保管・保存
② デジタルライブラリー機能	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子書籍の導入、デジタル化資料提供サービスの拡大 ✓ 充実した書誌情報による蔵書検索、横断検索、及び図書館所蔵資料に限らない検索サービス（ディスカバリーサービス） ✓ リアルとデジタルの多様なコミュニケーション手段によるレファレンスサービス
③ 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門図書や多様性に配慮した図書等の収集とデジタルアーカイブ化による提供サービス ✓ 市町村立図書館等と連携した図書等搬送・貸出サービス
④ 交流・価値創造機能	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県民の学び合いを支援するリアルとデジタルでの交流機会の提供サービス ✓ 県民の対話等により生み出された成果の保存・提供サービス

新埼玉県立図書館基本構想（案）

目次

はじめに

01. 埼玉県立図書館の概要

02. 県立図書館を取り巻く環境の変化

03. 新たな県立図書館の方向性と目指す図書館像

はじめに



- 埼玉県立図書館（以下「県立図書館」という。）は、大正11(1922)年に「埼玉県教育会立埼玉図書館」が開設されたことに始まり、令和4(2022)年10月に100周年を迎えました。
- こうした中、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化やグローバル化の進展、人口減少時代の到来など、大きく変化してきています。特に、情報通信技術（ICT*）の高度化は、時や場所を選ばないサービス提供を可能とし、これからの図書館サービスを展開していくに当たり、その活用は必要不可欠なものと考えられます。
- また、多様化・複雑化する社会課題の解決を目指し、他者と協働したり、学んだ成果を新たな価値に転換したりする県民の取組が更に盛んになることも予測されます。
- 県教育委員会では、県民が主体的に自分や地域の将来を考え、持続可能な社会の実現に参画するために、県立図書館がどのような役割を果たすべきなのか検討してまいりました。
- 本構想は、令和3(2021)年度の「新しいタイプの図書館検討有識者会議」における、これからの図書館に求められるミッションに関する議論をベースとし、県政世論調査、県民ワークショップでいただいた御意見も参考にしながら、「新埼玉県立図書館基本構想検討専門家会議」での議論を経て、新たな県立図書館が目指す姿、その姿を実現するために必要となる具体的な機能を示すものとして取りまとめたものです。

令和5(2023)年 月 埼玉県教育委員会

*は用語解説（別添）

01.

01. 県立図書館の概要

1.1. 県立図書館の沿革

1.2. 県立図書館の現状

1.3. 図書館の位置付けと県立図書館の役割

1.1. 県立図書館の沿革（1）

- 大正11(1922)年の開設から、令和4(2022)年に100年を経過。
- 戦後、市町村立図書館が十分に整備されていない間は、趣味や実用書、小説などの生活に身近な図書の貸出を行うとともに、移動図書館車により、図書館がない地域におけるサービスも展開するなど、地域住民への直接サービスを実施。
- 昭和40年代には、急激な県人口の増加と都市化、情報化に対応し、昭和45(1970)年以降、従来の浦和図書館に加え、熊谷・川越・久喜図書館を設置（県内東西南北4館体制）。
- その後、市町村立図書館が整備されるに伴い、県立図書館の役割を専門的な図書等の収集・提供を行うことに重点化するとともに、情報需要の増大等に対応するため、レファレンス*（調査・相談）などのサービスにも注力。
- 市町村立図書館の整備が更に進んだことや施設の老朽化などにより、平成8(1996)年に「埼玉県立中央図書館（仮称）基本構想」を策定し、従来の4館体制を見直し、平成15(2003)年に川越図書館を、平成27(2015)年に浦和図書館を廃止。



1.1. 県立図書館の沿革（2）

年	内 容
大正11(1922)年10月	北足立郡工区員出張所跡地に「埼玉県教育会立埼玉図書館」開設
昭和25(1950)年9月	移動図書館開設（巡回車を「むさしの号」と命名）
昭和26(1951)年3月	県立図書館設置条例制定、「埼玉県立図書館」と名称変更
昭和35(1960)年3月	新館整備（のちに浦和図書館と改称）
昭和45(1970)年4月	熊谷図書館設置
昭和50(1975)年10月	川越図書館設置
昭和55(1980)年6月	久喜図書館設置
平成8(1996)年1月	「埼玉県立中央図書館（仮称）基本構想」策定 （コンセプトとして「彩の国・情報創造館 -知の発見・交流・創造-」を掲げる）
平成15(2003)年3月	川越図書館廃止
平成21(2009)年2月	「県立図書館のライフチャンスライブラリー*化に向けて（提言）」 （ハイブリッド化*や、分散している図書等の集約とワンストップ化*等の必要性が示される）
平成27(2015)年3月	浦和図書館廃止
平成27(2015)年6月	熊谷図書館浦和分室開室
平成28(2016)年3月	熊谷図書館リニューアル開館（埼玉資料室・ビジネス支援*室・外部書庫の整備）
令和3(2021)年3月	「新県立図書館在り方検討委員会 報告」取りまとめ （目指すべき県立図書館の在り方として、「情報」と「人」が交流し、価値を創造する図書館＝「価値創造型図書館*」を示す）
令和4(2022)年3月	「新しいタイプの図書館検討有識者会議 議論のまとめ」 （これからの時代の県立図書館のミッションとして「県民とともに社会をつくる」が提唱される）

1.2. 県立図書館の現状（1）

■ 施設概要

	熊谷図書館	久喜図書館
所在地	熊谷市箱田5-6-1 (JR及び秩父鉄道 熊谷駅から徒歩20分)	久喜市下早見85-5 (JR及び東武伊勢崎線 久喜駅から徒歩20分)
開館年月	昭和45(1970)年4月	昭和55(1980)年6月
所蔵冊数	約99万冊(うち外部書庫55万冊)	約60万冊
職員数(注)	60人(うち司書47人)	36人(うち司書29人)



注: 臨時的任用職員を含む

■ 所蔵資料（主なもの）

令和4年度末現在

区分	熊谷図書館	久喜図書館	2館合計	
図書(冊)	988,965	603,950	1,592,915	
新聞・雑誌等 (タイトル・リール)	新聞	116	38	154
	雑誌	2,052	705	2,757
	マイクロフィルム*	11,139	3,466	14,605
電子媒体(点)	785	549	1,334	
視聴覚資料(点)	45,737	11,243	56,980	
障害者サービス用資料*(タイトル)	—	6,723	6,723	

1.2. 県立図書館の現状（2）

全国的に見た県立図書館及び埼玉県の特徴

- 県立図書館の専任司書数は全国で第2位
- 県立図書館の蔵書冊数は約159万冊（全国第3位）
- 市町村の図書館設置率は9割超（全国第11位）、県内図書館の蔵書総数は約2,500万冊（全国第3位）

	埼玉県（人口739万人／第5位）	千葉県（人口632万人／第6位）	神奈川県（人口921万人／第2位）	愛知県（人口757万人／第4位）
施設	■ 2館 10,303㎡（第23位） 【熊谷：3,580㎡・久喜：4,059㎡ 外部書庫：2,664㎡】	■ 3館 13,024㎡（第14位） 【中央：6,171㎡・西部：3,262㎡ ・東部：3,591㎡】注)1館とする計画あり	■ 2館 14,621㎡（第11位） 【県立：12,130㎡・川崎：2,491㎡】 注)2022年9月新「本館」を反映していない	■ 1館 19,604㎡（第5位）
職員 (注1)	■ 専任職員 71人（第2位） ■ うち専任司書 55人（第2位）	■ 専任職員 63人（第5位） ■ うち専任司書 37人（第5位）	■ 専任職員 67人（第4位） ■ うち専任司書 50人（第4位）	■ 専任職員 39人（第9位） ■ うち専任司書 33人（第6位）
蔵書 (注2)	■ 159万冊（第3位）	■ 143万冊（第6位）	■ 120万冊（第13位）	■ 118万冊（第14位）
資料費	■ 65,101千円（第11位） ■ 人口1人当たり資料費 8.8円（第43位）	■ 64,615千円（第12位） ■ 人口1人当たり資料費 10.2円（第41位）	■ 72,919千円（第7位） ■ 人口1人当たり資料費 7.9円（第44位）	■ 33,249千円（第38位） ■ 人口1人当たり資料費 4.4円（第46位）
利用状況	■ 入館者数 158,079人 ■ 貸出数 175,621点（第31位）	■ 入館者数 152,795人 ■ 貸出数 115,671点（第39位）	■ 入館者数 126,885人 ■ 貸出数 109,970点（第41位）	■ 入館者数 341,146人 ■ 貸出数 345,107冊（第16位）
県内状況	■ 図書館設置率 93.7%（第11位） ■ 図書館数 178館（第2位）注)埼玉の公立図書館 ■ 蔵書総冊数 2,494万冊（第3位）	■ 図書館設置率 74.1%（第32位） ■ 図書館数 144館（第5位） ■ 蔵書総冊数 2,035万冊（第5位）	■ 図書館設置率 87.9%（第20位） ■ 図書館数 85館（第12位） ■ 蔵書総冊数 1,801万冊（第7位）	■ 図書館設置率 88.9%（第16位） ■ 図書館数 97館（第9位） ■ 蔵書総冊数 2,286万冊（第4位）

注1:臨時的任用職員を含めず 注2:「蔵書」は所蔵する図書（雑誌、視聴覚資料、録音図書、電子的資料は含まない）
 <出典>順位は『日本の図書館2021』を加工して作成。都道府県単位。各館面積・入館者数は各館令和3年度要覧より 図書館数は「埼玉の公立図書館(埼玉県図書館協会)」及び「社会教育調査(文部科学省)」

1.2. 県立図書館の現状（3）

サービスの概要

- 専門性の高い図書等の収集とこれを駆使したレファレンスや課題解決支援サービスを展開
- 図書等の搬送や人材育成などを通じた県内図書館等の支援も実施
- デジタルライブラリー*の公開、情報の探しかた講座など、資料・情報の活用を促進

専門的な図書等を駆使したレファレンス（調査・相談）

- レファレンスは質・量ともに全国トップレベル
 - 市町村立図書館等では解決の難しいレファレンスをサポート
- 《参考》
- ・ 国立国会図書館「レファレンス協同データベース*」へ県立図書館が提供したレファレンス事例に対するアクセス件数は14年連続日本一
 - ・ 市町村立図書館等からの調査依頼に応じることを目的とした「埼玉県立図書館・図書館協力レファレンス掲示板」を運用

専門図書館的な機能による課題解決支援

- ビジネス支援サービス（経営・起業・就労等）
- 健康・医療情報サービス（がん、認知症等）
- 障害者サービス（障害があっても利用しやすい資料の製作・提供）
- 海外資料サービス（外国語資料の提供等の多文化サービス）
- 子供読書支援センター（ボランティア養成や学校図書館支援）

市町村立図書館等への支援

- 令和4年度は他の図書館等に対して約86万点の資料を搬送
 - 県内市町村立図書館等職員の人材育成、図書館等運営相談に対応
- 《参考》
- ・ 横断検索システム*（県内公立図書館(室)60・大学2・その他機関7）の構築・維持管理
 - ・ 各市町村おおむね週1回の頻度で巡回
 - ・ 市町村立図書館等職員向け研修を実施

1.3. 図書館の位置付けと県立図書館の役割

- 公立図書館は図書館法第2条に位置付けられる。そのうち都道府県立図書館には、県民に対する直接サービスの実施に加え、市町村立図書館の運営支援や連絡調整等の実施により、県内全域の図書館サービスの向上に資する役割を担うことが求められる。（例、市町村立図書館では収集が困難な図書等の保存、図書等の搬送ネットワークの構築など）

<p>図書館の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 教育基本法第12条で、国や地方公共団体は図書館その他の社会教育施設の整備によって、社会教育の振興に努めなければならないとされている。 • 社会教育法第9条で、社会教育のための機関とされている。 • また、図書館法第2条において「図書館」とは、図書や記録、その他必要な資料を収集・整理・保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされている。 				
	<p>国立国会図書館</p>	<p>埼玉県立図書館</p>	<p>埼玉県内市町村立図書館</p>		
<p>根拠</p>	<p>国立国会図書館法</p>	<p>図書館法</p>			
<p>役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国会活動の補佐 • 行政、司法、国民への図書館奉仕提供 	<p>図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【設置の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県民に対するサービス • 市町村立図書館の設置及び運営への指導・助言等 <p>【運営の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、県域の実情に即した運営 • 市町村立図書館に対する運営支援 • 県内図書館間の連絡調整等 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【設置の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住民に対するサービス（生活圏を考慮） • 当該市町村の全域サービス網の整備 <p>【運営の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、各市町村の実情に即した運営 </td> </tr> </table>		<p>【設置の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県民に対するサービス • 市町村立図書館の設置及び運営への指導・助言等 <p>【運営の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、県域の実情に即した運営 • 市町村立図書館に対する運営支援 • 県内図書館間の連絡調整等 	<p>【設置の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住民に対するサービス（生活圏を考慮） • 当該市町村の全域サービス網の整備 <p>【運営の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、各市町村の実情に即した運営
<p>【設置の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県民に対するサービス • 市町村立図書館の設置及び運営への指導・助言等 <p>【運営の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、県域の実情に即した運営 • 市町村立図書館に対する運営支援 • 県内図書館間の連絡調整等 	<p>【設置の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住民に対するサービス（生活圏を考慮） • 当該市町村の全域サービス網の整備 <p>【運営の基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、各市町村の実情に即した運営 				

02. 県立図書館を取り巻く環境の変化

- 2.1. 人口減少と人口構造の変化
- 2.2. デジタル化の進展と行動変化
- 2.3. 豊かに過ごせる社会への要請の高まり
- 2.4. 価値創造の重要性の高まり
- 2.5. 著作権法の動向
- 2.6. 市町村立図書館の整備の進展
- 2.7. 県民ニーズ

2.1. 人口減少と人口構造の変化

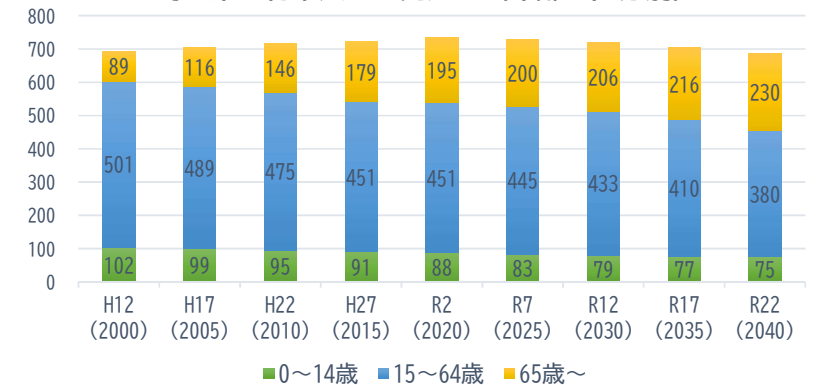
将来人口の見通し

- **推計人口**：本県の人口は令和3(2021)年の734.3万人(埼玉県推計人口)まで増加を続けてきたが、令和4(2022)年には733.1万人と減少に転じ、令和22(2040)年には約685万人に減少すると予想されている

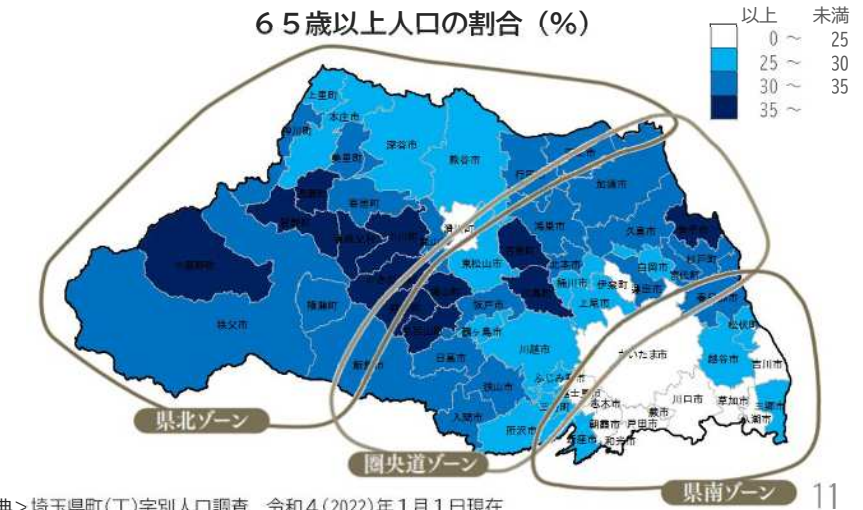
人口構造の様々な変化

- **人口構成**：生産年齢人口(15~64歳)割合は、平成12(2000)年をピークに減少傾向。同推計によれば、令和22(2040)年には県民の3人に1人が高齢者となる見込み
- **人口分布**：県を3つに分けたとき、都心に近い県南ゾーンでは20代から30代の転入が超過し、人口が集中。圏央道ゾーンでは20代が転出者超過。県北ゾーンでは15歳から34歳までの若い世代の転出が超過しており、人口減少や高齢化が進んでいる
- **在留外国人数**：埼玉県内の在留外国人は令和4(2022)年6月末現在で約20万6,000人と過去最高

埼玉県の将来人口の見通し(年齢3区分別)



<出典> 国立社会保障・人口問題研究所 平成30(2018)年推計を基とした県独自推計



<出典> 埼玉県町(丁)字別人口調査 令和4(2022)年1月1日現在

2.2. デジタル化の進展と行動変化（1）

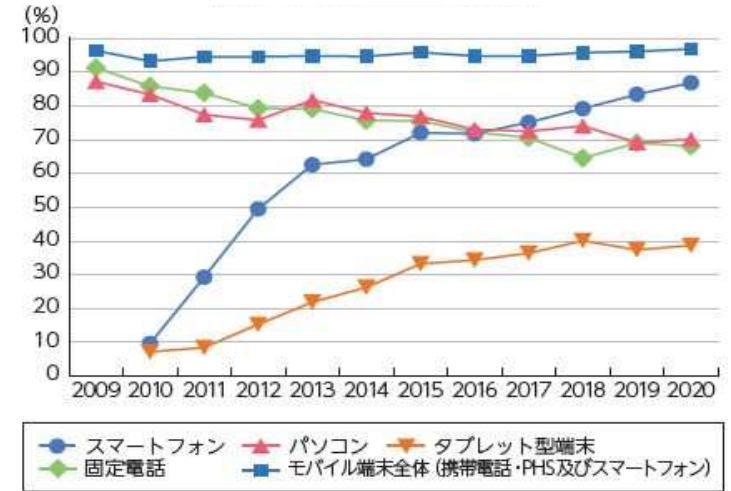
社会のデジタル化の進展

- 社会生活の様々な分野において、デジタル技術を活用したコミュニケーションやサービス提供が行われることが浸透
- 日本のモバイルブロードバンド*普及率は世界第1位、モバイル端末の世帯保有率も高く、デジタル機器は便利な道具から人々の生活基盤へと変化
- 一方、世界デジタル競争力ランキングは第29位（令和4（2022）年）、世界電子政府ランキングは第14位（同年）。デジタル技術の社会実装に課題

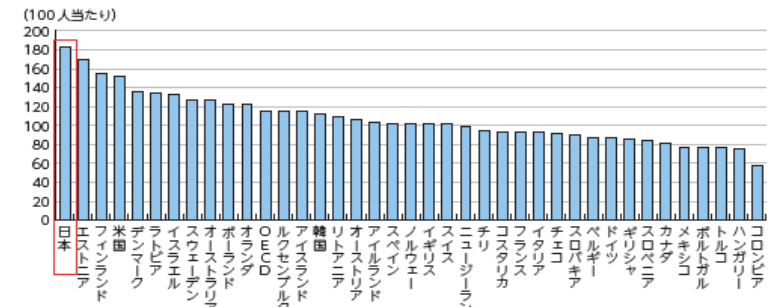
デジタル時代における情報取得・行動の変化

- デジタル化・オンライン化により、情報の流通が飛躍的に拡大するとともに、情報の複製・加工・発信等も容易となり、人々が自ら情報を発信することも一般化
- 仕事・教育・買物などのコミュニケーションやサービス提供の方法が多様化
- 人々が誤った情報や断片的な情報に触れる機会も増大

情報通信機器の世帯保有率



モバイルブロードバンド普及率



<出典>総務省「情報通信白書（令和3年度）」 12

2.2. デジタル化の進展と行動変化（2）

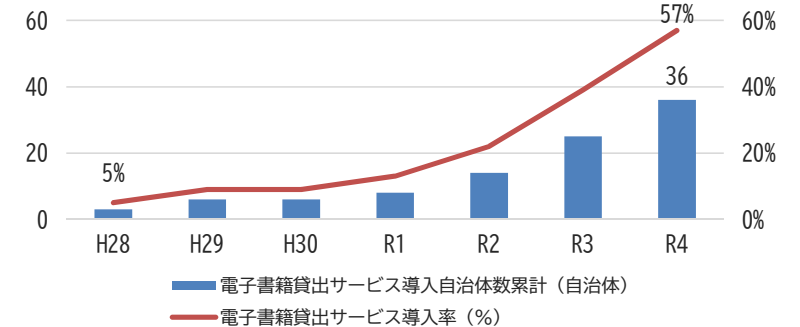
《参考》市町村立図書館における電子書籍*の導入加速

- 県内市町村立図書館の電子書籍貸出サービス導入について、平成28年度の3自治体(5%)から、コロナ禍を契機に導入が加速し、令和5(2023)年1月現在で、36自治体(57%)まで拡大

《参考》国立国会図書館における資料デジタル化の推進

- 平成12年(2000)から所蔵資料のデジタル化を開始し、このうち、絶版等入手困難なものの送信サービスを平成26(2014)年から公立図書館等向けに、令和4(2022)年からは個人向けに実施
- 令和5(2023)年3月現在、デジタル化した資料343万点(所蔵資料全体の約7%)のうち58万点をインターネット公開、184万点を公立図書館等及び個人向けの送信サービス、101万点を館内の端末で提供
- 現在、「国立国会図書館ビジョン2021-2025」に基づき、全国の図書館や出版者・著者等の権利者と連携し、デジタルで全ての国内出版物が読める未来の実現を推進

電子書籍導入自治体数の推移 県教育局調べ



国立国会図書館における資料のデジタル化の現状 (令和5(2023)年3月時点)

資料種別	デジタル化資料提供数(概数)			
	インターネット公開資料	図書館・個人送信資料(注)	国立国会図書館館内提供資料	合計
合計	58万点	184万点	101万点	343万点
図書	36万点	85万点	37万点	158万点
雑誌	2万点	82万点	52万点	136万点
古典籍	8万点	2万点	-	9万点
博士論文	1万点	14万点	2万点	17万点
官報	2万点	-	-	2万点
憲政資料	1万点	-	0.2万点	1万点
録音・映像関係資料	-	-	1万点	1万点
地図	-	-	0.1万点	0.1万点
その他	8万点	2万点	9万点	18万点

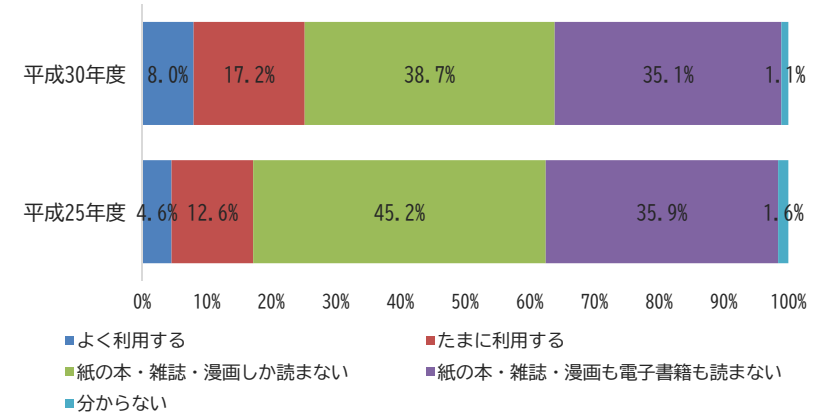
注) 図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)に参加している公共・大学図書館等の参加館及び国立国会図書館の館内での閲覧、また日本国内に居住する国立国会図書館の個人の登録利用者の閲覧が可能な資料。
(データは国立国会図書館提供)

2.2. デジタル化の進展と行動変化（3）

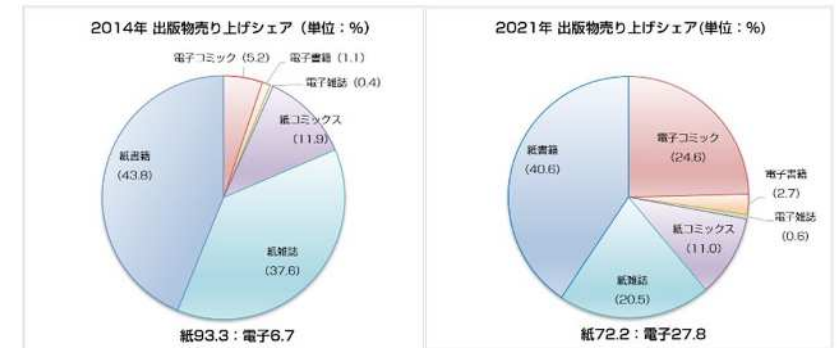
《参考》 媒体を問わない読書

- スマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスにより電子書籍を利用する割合は増加
- 一方で、紙の本・雑誌・漫画しか読まない割合は減少

電子書籍の利用状況



<出典> 国語に関する世論調査(文化庁) H30、H25



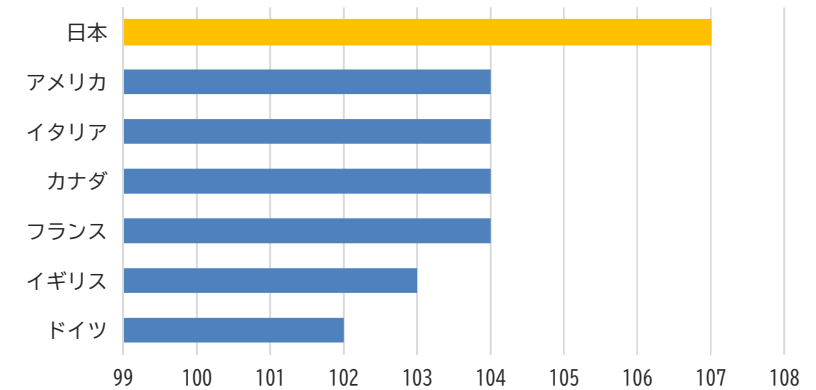
<出典> (公社) 出版科学研究所「日本の出版販売額」
<https://shuppankagaku.com/statistics/japan/>

2.3. 豊かに過ごせる社会への要請の高まり（1）

人生100年時代の到来

- 国の「人生100年時代構想会議」では、海外の研究で、平成19(2007)年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されていることを紹介
- 100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が必要
- 全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会が求められる

2007年生まれの子供の50%が到達すると期待される年齢

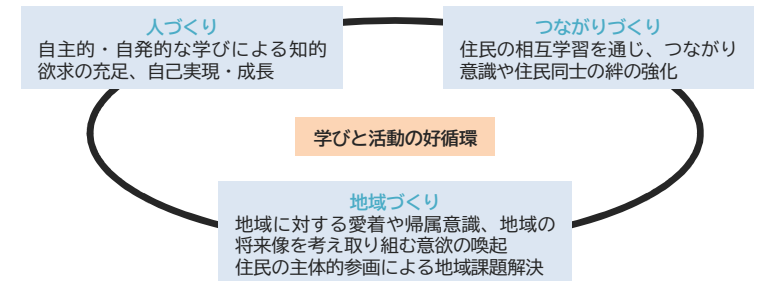


<出典>首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichikousoukatsuyaku/jinsei100.html>) より加工して作成

地域への主体的な関わり

- 行政＝サービスの提供者、住民＝サービスの享受者という二分論の役割分担ではなく、住民自らが担い手として主体的に関わることができる環境整備が重要
- 地域の課題やその解決方法を様々な世代の住民と共に実践的に学ぶことが、地域づくりにつながる

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割






<出典>中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30(2018)年12月）

2.3. 豊かに過ごせる社会への要請の高まり（2）

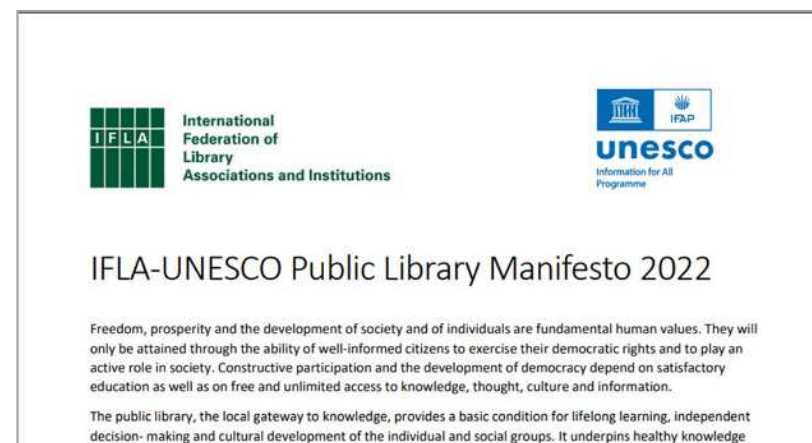
SDGs*の推進

- 誰一人取り残すことのない持続可能な世界を令和12(2030)年までに実現するための国際目標として、国連サミットで採択
- 17の目標のうち「質の高い教育をみんなに」や、「平和と公正をすべての人に」のターゲットである「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」は、図書館の取組にも関連
- 「ユネスコ公共図書館宣言」においても、公共図書館の使命を通じてSDGsと公平で人道的な社会の建設に貢献していくことを宣言 (IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022)

SDGsと図書館の貢献例（抜粋）

持続可能な開発目標	図書館の貢献例(IFLA*)
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>図書館は教育機関で重要な役割を担う。リテラシー教育を支え、学習空間を提供し、調査研究を支える。生涯学習を促進する機能も有する。</p>
 <p>11 持続可能な都市づくり</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>図書館は記録遺産を保護・保存する責務を負う。よりよい地域コミュニティを実現するうえで、文化的な要素は欠かせない。高齢者・移民・難民等にも広く開かれた空間を提供しうる。</p>
 <p>16 平和と公正</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>一般市民等の主要な情報入手先として図書館は重要な役割を担う。情報を十分に利活用できるように、信頼性の高い情報源を揃え、習熟した職員が支援を行い得る。</p>

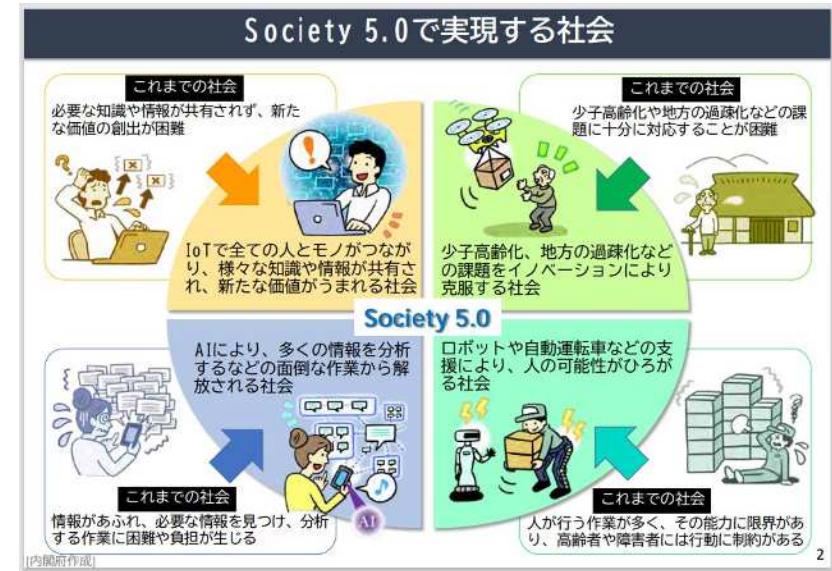
<出典> 堀崎亮著「国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)と図書館」(『聖学院大学総合研究Newsletter』Vol.28 No.2, 2018年)



2.4. 価値創造の重要性の高まり

情報社会から超スマート社会*へ

- 平成28(2016)年に閣議決定された国の「第5期科学技術基本計画」において、新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、Society5.0*が提唱される
- 様々な背景を持ち、時に互いに絡み合う課題に対応するため、分野横断的な知識や情報を、デジタル技術を用いてワンストップで取得することや社会全体で共有することへのニーズが増加
- 地域課題の解決や個人の学びの参考になる取組として、学术界やビジネス界は、自分とは異なる意見や考え方に意識的に触れ、異分野からアイデアを得ようとする異分野・異業種交流等を積極的に展開
- 複雑化する社会課題に対し、デジタル技術の更なる活用や他者との協働により新たな価値を創造することで解決を目指すことが、今後ますます重要



• 我が国が目指すべき未来社会の姿として、Society5.0が提唱された。Society5.0は、デジタル革新と多様な人々の想像力・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会である。
 (「Society5.0」(一般社団法人 日本経済団体連合会)より)

• 予測できない未来に対応するためには、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かと主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められる。
 「2030年の社会と子供たちの未来」(中教審教育課程企画特別部会「論点整理」より)

2.5. 著作権法の動向（1）

近年の法改正

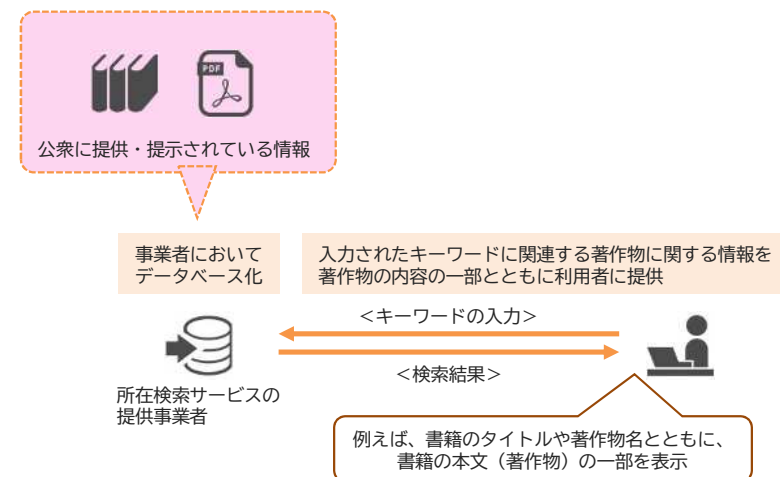
- 平成30(2018)年の著作権保護期間の延長（保護期間50年から70年へ）や、教育の情報化に対応した権利制限規定の整備
- 近年では、新型コロナウイルス感染症のまん延や社会のDXの進展に伴い、デジタルサービスの促進を目的に更なる権利制限規定の整備が進展

所在検索サービス（平成30(2018)年著作権法改正）

- 著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応
- （平成31(2019)年1月1日施行部分）新たな情報・知見を創出するサービスの提供に付随して、著作者の許諾を得ずに著作物を軽微な形で利用する規定を整備
- 例として、著作物の所在（書籍に関する各種情報）を検索する「所在検索サービス」において、その結果と共に著作物の一部分を表示^(注)したり、その準備のために著作物を複製等することが可能に

注) 一部分を表示：表示できる条件 ①著作物の一部分（付随的に軽微な形）、かつ、②権利者の利益を不当に害しない

所在検索サービス〔広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と合わせて表示するサービス〕



2.5. 著作権法の動向（2）

図書館等公衆送信*（令和3（2021）年著作権法改正）

- 新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、オンライン利用ニーズが顕在化
- （令和5（2023）年6月1日施行部分）調査研究目的のため、図書館資料の一部を公衆送信（FAX、メール、インターネット送信等）することが可能に

【条件】

- ✓ 送信主体・・・「特定図書館等」（責任者の配置、職員への研修などが必要）
- ✓ 送信可能な範囲・・・著作物の一部分（政令で定める場合等は全部）
- ✓ 権利者への補償金を支払うこと
- ✓ データの流出防止措置を講じること
- ✓ 正規の電子出版等の市場を阻害しないこと

< 現行：紙での複製・提供のみ可能 >



「令和3年通常国会著作権法改正について」（文化庁）
 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/) を加工して作成

2.6. 市町村立図書館の整備の進展

市町村の図書館設置率の上昇

- 県立図書館4館を整備した昭和55(1980)年当時、図書館を設置している県内市町村は5割強
- その後市町村立図書館の整備が大幅に進展し、平成12(2000)年には8割の県内市町村が図書館を設置
- 平成11(1999)年以降のいわゆる「平成の大合併」を経て、現在9割を超える県内市町村が図書館を設置
- 設置館数は、昭和56(1981)年の64館から、令和3(2021)年には178館に増加

市町村立図書館の設置状況

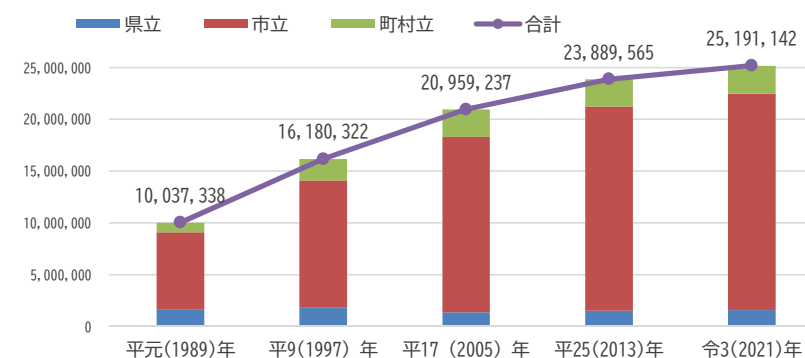
	市町村数 A	図書館が設置 されている 市町村数 B	設置率 B/A
昭和55(1980)年	92	50	54.3%
平成2(1990)年	92	65	70.7%
平成12(2000)年	92	75	81.5%
平成22(2010)年	64	60	93.8%
令和3(2021)年	63	59	93.7%

<出典>埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」

県内公立図書館蔵書冊数の増加

- 市町村立図書館の設置率上昇に合わせ、県立図書館を含む県内公立図書館総蔵書冊数も増加

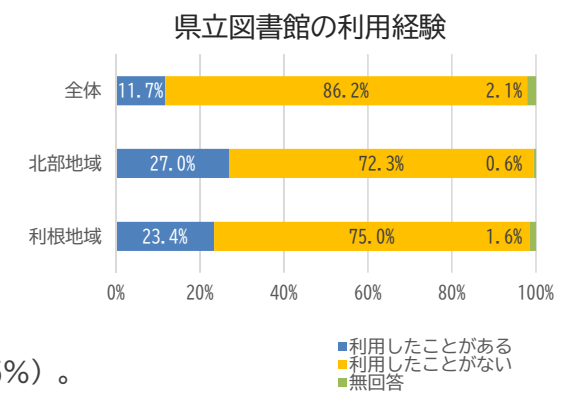
県内公立図書館蔵書冊数(冊)



<出典>埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」

2.7. 県民ニーズ（1）～県政世論調査～

<p>県政世論調査概要</p>	<p>趣旨 県民の県政に対する要望、意見及び県民の生活意識などを把握し、県政推進のための資料とする。</p> <p>調査の設計 調査時期 令和4(2022)年7月8日～7月29日 調査地域 埼玉県全域 調査対象 満18歳以上の個人 標本数 5,000 抽出方法 住民基本台帳による層化二段無作為抽出法 調査方法 郵送法（郵送配布、郵送回収・インターネット回収併用）</p> <p>回収結果 有効回収数（率） 2,524（50.5%）</p>
<p>主な意見</p>	<p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • これまでに県立図書館（熊谷・久喜・浦和分室）を利用した回答者は11.7%、過去に一度も利用したことがない回答者は86.2%。 • 熊谷図書館所在地の北部地域、久喜図書館所在地の利根地域では利用率が全体と比べ10ポイント以上高い。 • 利用したことがない理由は、「居住地や勤務地から遠い」（59.3%）が最も高く、次いで「県立図書館の存在を知らなかった」（37.0%）が続く。 <p>利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「本、雑誌、新聞などを館内で読んだ」（47.5%）、「本、雑誌などを借りた」（47.5%）。 <p>利用したいサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「本、雑誌、CDなどを借りたり、館内で本や雑誌を読んだり、CDを視聴したりする」（33.7%） • 「専門的な本や雑誌等、市町村立図書館にはない資料を借りたり、館内で読んだりする」（30.0%） • 「自分のパソコンやスマートフォンからデジタル図書などを観る」（15.8%） • 「自分のパソコンやスマートフォンから、県内の博物館、美術館、図書館、文書館などが所蔵する文化財、美術作品、古文書等のデジタル資料を観る」（13.0%）



2.7. 県民ニーズ（2）～県民とともに作る新県立図書館ワークショップ～

<p>ワークショップ 概要</p>	<p>趣旨 新しい県立図書館にふさわしい機能・サービスを県民とともに考える</p> <p>開催日 第Ⅰ部 令和4(2022)年8月20日(土) 浦和会場 令和4(2022)年9月10日(土) 熊谷会場 令和4(2022)年9月28日(水) オンライン 第Ⅱ部 令和4(2022)年10月15日(土) 浦和会場&オンライン</p> <p>参加人数 市町村の図書館職員を含む延べ43人</p>
<p>主な意見</p>	<p>資料収集・図書館サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県のこと何でも分かる図書館 (地域、歴史、文化、産業等、埼玉の全て/デジタルアーカイブ*の充実) 誰一人取り残さない図書館 (県民の多様性に配慮した図書等の整備(例:母語で学べる学習用テキストなど)) VR*図書館等における検索・レファレンスシステム/24時間サービス/来館経験のない県民へのサービス <p>市町村立図書館等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村立図書館と連携した新たな図書館サービスの検討/人事交流/モデル事業の広報 外国語資料の活用に向けた大学図書館・市町村立図書館とのネットワーク構築 <p>知の交流・創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県のコミュニティーの拠点となる図書館(リアル・デジタル・両方で交流) 得た情報を他者と交流・議論(アウトプット)することができる図書館 県民の成果を図書館が保存・提供 アクティブラーニング*のための人的ネットワーク構築/企業や団体とのコラボレーション

03. 新たな県立図書館の方向性と目指す図書館像

- 3.1. 新たな県立図書館の方向性
- 3.2. 新たな県立図書館が目指す図書館像
- 3.3. 新たな県立図書館の重点機能
- 3.4. 新たな県立図書館の主なサービス

3.1. 新たな県立図書館の方向性

急激な社会環境の変化や県民ニーズを踏まえ

- 人口減少時代、人生100年時代を迎える中、誰一人取り残すことなく、県民の学びのニーズに応えるサービス展開が求められる。
- 今後、更に進展が見込まれるDXを踏まえつつ、これまで以上にデジタル技術を活用するとともに、ニーズに応じた媒体で提供可能なサービス展開が求められる。
- 場所的、時間的制約から利用者が限られている従来の県立図書館の来館型サービスの枠を超えたサービス展開が求められる。
- 市町村立図書館にはない図書等へのアクセスや県民の価値創造、知の交流、世代等様々な境界を超えたつながりの機会提供などのサービス展開が求められる。

環境の変化を踏まえて県立図書館に求められる役割	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> - 埼玉に関する地域資料の収集・保存の重点化、市町村立図書館にはない図書等や図書館以外の機関が有する資料へのアクセスなど、県立図書館ならではのサービスの提供 - 子供、高齢者、在留外国人、障害者など多様性に配慮した、誰一人取り残さない図書館サービスの提供 - 社会のデジタル化・ネットワーク化や著作権法改正の動向に合わせたデジタルサービスの提供 - 著作権法上の制約によりデジタル化が困難な図書等の継続的な提供 - 課題解決に向け、他者と協働して新たな価値を創造する取組に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立図書館等との連携により、幅広い図書等へのアクセスを保障する図書館へ デジタル技術の活用により、非来館型サービスが充実した図書館へ 県民の協働による学び、価値創造の取組を支援する図書館へ

3.2. 新たな県立図書館が目指す図書館像

新たな県立図書館は、

埼玉の多彩な地域や文化に関する資料はもとより、市町村立図書館にはない図書など
県民の情報への幅広いアクセスを可能とし、新たな時代の学び・交流・創造を育むとともに、

デジタル技術を最大限に活用して、

時間の制約なく（いつでも）、居場所にかかわらず（どこでも）、多様なニーズに応える（だれでも）、

県民が新たな価値を創造する埼玉の知の拠点へ



新たな県立図書館
が目指す図書館像

目指す
図書館像
1

埼玉の地域資料の拠点となる図書館

目指す
図書館像
2

来館しなくても県民誰もがサービスを楽しむことができる図書館

目指す
図書館像
3

県内図書館サービス全体の充実に資する図書館

目指す
図書館像
4

県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館

3.3. 新たな県立図書館の重点機能

- 目指す図書館像を実現していくため、新たな県立図書館においては、主に次の機能を重点に置き、現在の法制度やデジタル技術の状況及び今後の動向を的確に踏まえつつ充実・強化していく。

機能① 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能

- ✓ 埼玉ゆかりの地域資料を幅広く収集・提供する機能
- ✓ 埼玉ゆかりの紙資料及びデジタル資料を適切に保存する機能



機能② デジタルライブラリー機能

- ✓ デジタル技術を活用した図書館サービスを提供する機能
- ✓ 国立国会図書館及び県内博物館等の資料など多様な情報へアクセスできる機能



機能③ 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能

- ✓ 市町村立図書館等にはない専門図書等の収集などの補完機能
- ✓ 相互貸借*や蔵書横断検索などの県内図書館をつなぐ機能
- ✓ 市町村立図書館等職員の人材育成などの支援機能



機能④ 交流・価値創造機能

- ✓ 県民同士のつながりを育み、県民の学びあいを支援する機能
- ✓ 県民の対話等により生み出された新たな価値を保存・提供し、県民の交流を促進する機能



3.4. 新たな県立図書館の主なサービス

重点機能	主なサービス
機能① 埼玉ゆかりの地域資料の 収集・提供・保存機能	埼玉ゆかりの地域資料の収集と提供(紙資料及びデジタルアーカイブ化による提供)
	継続的な資料提供サービスのための図書等の閉架書庫での保管・保存
	市町村立図書館等と連携した図書等搬送・貸出サービス
	県民の対話等により生み出された成果の保存・提供サービス
機能② デジタルライブラリー機能	埼玉ゆかりの地域資料の収集と提供(紙資料及びデジタルアーカイブ化による提供)
	電子書籍の導入、デジタル化資料提供サービスの拡大
	充実した書誌情報による蔵書検索、横断検索、及び図書館所蔵資料に限らない検索サービス(ディスカバリーサービス)
	リアルとデジタルの多様なコミュニケーション手段によるレファレンスサービス
	国立国会図書館デジタルコレクション*及び博物館等の外部機関につなぐサービス
機能③ 県内図書館サービスの 補完・つなぎ・支援機能	埼玉ゆかりの地域資料の収集と提供(紙資料及びデジタルアーカイブ化による提供)
	専門図書や多様性に配慮した図書等の収集とデジタルアーカイブ化による提供サービス
	リアルとデジタルの多様なコミュニケーション手段によるレファレンスサービス
	市町村立図書館等と連携した図書等搬送・貸出サービス
	県内図書館間の資料の搬送支援
	図書館職員等の資質・能力向上支援、市町村立図書館への先進事例提供等の運営支援
	国立国会図書館デジタルコレクション及び博物館等の外部機関につなぐサービス
機能④ 交流・価値創造機能	県民の学び合いを支援するリアルとデジタルでの交流機会の提供サービス
	県民の対話等により生み出された成果の保存・提供サービス

※主なサービスのうち、複数の重点機能につながるサービスは一部重複して記載しています。

用語解説

用語解説 ア～コ

用語等	説明	掲載ページ
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。	2
アクティブラーニング	教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等が含まれる。	22
IFLA	国際図書館連盟。昭和2(1927)年に設立された、図書館活動の全分野にわたって国際的な規模での相互理解・協力、討議、研究・開発を推進することを目的とした組織。英語名は、International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA)。	16
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。	16
横断検索システム	複数のデータベースを対象として、同一の検索を同時に実行するシステム。埼玉県内図書館横断検索では、令和5(2023)年4月現在、県内公立図書館(室)60・大学2・その他機関7の蔵書を同時に検索することができる。	8
価値創造型図書館	令和2(2020)年度に埼玉県教育局内でまとめた「新県立図書館在り方検討委員会報告」での造語。「情報」と「人」が交流し、価値を創造する図書館。	5
国立国会図書館デジタルコレクション	国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービス。明治期以降、昭和43(1968)年までに受け入れた図書約128万点のほか、雑誌や古典籍など、令和5(2023)年3月時点、合計343万点が提供されている。国立国会図書館内で閲覧できるが、うち絶版等により入手が困難な資料等184万点については、申請・承認を受けて参加する公共図書館や大学図書館等の館内で閲覧できるサービス「図書館向けデジタル化資料送信サービス」や「個人向けデジタル化資料送信サービス」がある。	27

用語解説 サ～ハ

	用語等	説明	掲載ページ
サ	障害者サービス用資料	障害者等が利用できるように原本を変換（複製）して制作した資料。著作権法第37条第3項により制作した資料は、「視覚障害者等」しか利用することができない。適切な著作権処理により、誰もが使えるようにしているものもある。	6
	相互貸借	図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて図書館間で資料の貸借をすること。埼玉県では、県立図書館が資料搬送車を運行し、各市町村立図書館（中央館）を週1回の頻度で巡回して資料を搬送している。	26
タ	Society5.0	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心社会。	17
	超スマート社会	誰もが様々な制約から解放され、いつでもどこでも、安心して自然と共生しながら価値を創出する社会。	17
	デジタルアーカイブ	様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル/プレビュー」も対象とする。	22
	デジタルライブラリー	電子化された情報を対象とし、これまでの図書館機能に加えて、ネットワーク社会に対応した機能をコンピュータやネットワーク上で一層発展させたシステム。デジタル図書館。電子図書館ともいう。	8
	電子書籍	ページをめくるなどの本を読むような感覚を残しながら、パソコン、スマートフォン、タブレット型パソコン、携帯電話などのICT機器で読めるようにしたデジタルコンテンツ。紙媒体の書籍と異なり、音声や動画を掲載するなど、電子書籍特有の表現を行うことが可能。スマートフォンやタブレット型パソコンの普及により、市場規模が拡大している。	13
ハ	図書館等公衆送信	公衆送信とは、放送、有線放送、インターネット送信（サーバーへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること）、その他の方法により不特定多数の者に送信することをいう。図書館等公衆送信とは、著作権法の一部を改正する法律（令和3（2021）年法律第52号）により可能となった、各図書館等による図書館資料の公衆送信行為又はそのサービス。令和5（2023）年6月1日施行。	19
	ハイブリッド化	異種のもの合成や複合化。図書館においては、これまでの紙媒体中心の情報提供から、紙媒体と電子媒体を効果的に組み合わせて提供することを指すことが多い。	5

用語解説 ヒ～ワ

用語等	説明	掲載ページ
ビジネス支援（サービス）	個人や中小企業等を対象に、起業・創業、経営、地域のビジネス資源及び地域の経済・市場情勢、就職・転職等に関する情報を提供する図書館サービス。	5
VR	Virtual Reality（バーチャルリアリティ）の略。コンピュータを使って工学的に作り出された仮想的な空間、若しくはその技術をいう。仮想現実、人工現実感ともいう。	22
マ マイクロフィルム	文書又は図面をマイクロ像として、極微粒子かつ高解像力のロール状フィルム又はシート状フィルムに記録したもの。	6
モバイルブロードバンド	携帯用情報端末を利用し、外出先で高速にデータをやりとりできる無線通信のこと。狭い意味では、次世代携帯電話を利用したインターネット接続を指すこともある。	12
ラ ライフチャンスライブラリー	平成21(2009)年2月に県立図書館ライフチャンスライブラリー化基本計画策定委員会が提言した、「ライフチャンス」（社会生活上のチャンス）を拡大する支援を行う図書館。	5
レファレンス・サービス	利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行う。調査・相談サービス。	4
レファレンス協同データベース	国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース。公共図書館、大学図書館、専門図書館等におけるレファレンス事例等を蓄積し、インターネットを通じて提供することにより、図書館等におけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的とする事業。	8
ワ ワンストップ化	一度の申請で、一連の手続を一括対応すること。一つの窓口で全ての情報を入手できるようにすること。	5

新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について

1. 県民コメント制度による意見募集期間

令和5年5月29日（月）から令和5年6月28日（水）まで

2. 意見の件数

41件（13人）

3. 意見の反映状況

A. 意見を反映し、案を修正したもの	1件
B. すでに案で対応済みなもの	6件
C. 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14件
D. 意見を反映できなかったもの	15件
E. その他	5件

新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について

4. 主な意見と回答

意見の分類

項目の追加や修正、文章の表現などに関すること

具体的なサービスに関すること

立地、建物に関すること

その他

新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について

項目の追加や修正、文章の表現などに関すること

主な意見	反映状況	主な回答
<ul style="list-style-type: none"> 主なサービスの一部に【再掲】とあるが、どこからの再掲なのかがわかりにくい 	A	<p>複数の「機能」にまたがる「主なサービス」について重複する記載を【再掲】としておりましたが、記載方法を見直し、【再掲】を削除いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 新たな県立図書館の機能やサービスの部分の割合が少なく、もう少し詳しく書かれてもよいのでは 	D	<p>具体的なサービス内容などについては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言のあったところですが、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> レファレンスは質・量ともに全国トップレベルとあるが、この部分はいっと丁寧にも書いても良い部分ではないか。他県と比べても誇れる部分である 	D	<p>ご意見の趣旨につきましては、ワークショップや専門家会議においても発言のあったところですが、今回の基本構想案は、今後の大きな方向性を示すことに主眼を置き、現状の取組部分については、簡潔な記載に留めたところですが、引き続き市町村立図書館との連携・協力のもと、他県に誇れるような図書館活動を推進してまいります。</p>

新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について

具体的なサービスに関すること

主な意見	反映状況	主な回答
<ul style="list-style-type: none"> 今後も本を残す活動を続けてほしい 	C	<p>市町村立図書館との連携の下、県民が必要とする資料や情報を継続的に提供できる環境整備は重要と考えています。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 来館でなければ利用できない内容のものは市町村の図書館などの施設も利用できるよう連携すればよい 	C	<p>いわゆる非来館型サービスは今後重要になってくるものと考えています。同時に、市町村立図書館との協力・協働は県立図書館として重要な機能の一つです。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> レファレンスのA I化ができないか検討する必要がある 	C	<p>図書館におけるデジタルサービスを考える上でA Iの活用は重要なものと考えております。他方で、司書の専門性・力量も重要です。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。</p>

新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について

立地、建物に関すること

主な意見	反映状況	主な回答
<ul style="list-style-type: none"> • 新しく建設されるのか。どのような計画なのか • 人口の多いさいたま市に設置すべき • 県庁所在地に県立図書館があることが大事 • 交通至便な場所に直接サービスも実施する現代的な県立図書館建設を期待 • 書庫容量など建物規模について記述すべき 	D	<p>具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。</p>

新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について

その他

主な意見	反映状況	主な回答
<ul style="list-style-type: none"> 意見募集のPR不足。意見を集める気がない 	E	今後検討を進めるにあたっては、県民へ広く周知を図ることに努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 抽象的な資料でごまかそうとしているのでは 	E	この基本構想は、新たな時代に向けた埼玉県立図書館の機能や役割、主なサービスをまとめたものです。県内全体の図書館振興も視野に入れ、有識者会議やワークショップ、専門家会議においてご意見をいただきながら検討いたしました。具体的なサービスや立地などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 本基本構想に賛同する 	E	本基本構想を策定したのち、具体的なサービス等の検討を進めてまいります。

新埼玉県立図書館基本構想（案）に対する意見等について（一覧）

資料 4

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
項目の追加や修正、文章の表現等に関すること				
1	主なサービスの一部に【再掲】とありますが、 どこからの再掲なのかがわかりにくい ように思います。	27	A	複数の「機能」にまたがる「主なサービス」について重複する記載を【再掲】としておりましたが、記載方法を見直し、【再掲】を削除いたしました。
2	重点機能や主なサービスの中に 、p8にある県立図書館の特徴であり重点的に行ってきた「専門的な図書等を駆使したレファレンス」や「専門図書館的な機能による課題解決支援」の要素が弱いと思われ、 追加した方が良い のではないのでしょうか。専門的な図書だけでなく、 専任の司書が多いことも それらのレファレンスを可能にしているため、 重点機能等に挙げた方が良い と感じました。	26,27	D	職員の配置は運営手法であり、図書館の機能とは分けて整理いたしました。今後、これまで専任の司書が培ってきた知識や技術を基とした図書館サービスの向上策についても検討してまいります。
3	新たな県立図書館の 機能やサービスの部分の割合が少なく 、もう少し詳しく書かれても良いと感じます。	全般	D	具体的なサービス内容などについては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言のあったところですが、今後作成予定の基本計画においてお示しいたいと考えております。
4	埼玉県立図書館の司書のレベルはとても高く、市町村立図書館をしっかりと支えてくださっている。「 レファレンスは質・量ともに全国トップレベル 」と有るが、 この部分はもっと丁寧に書いても良い部分ではないだろうか 。他県と比べても誇れる部分と考えます。	8	D	ご意見の趣旨につきましてはワークショップや専門家会議においても発言のあったところですが、今回の基本構想案は、今後の大きな方向性を示すことに主眼を置き、現状の取組部分については簡潔な記載に留めたものです。引き続き、市町村立図書館との連携・協力のもと、他県に誇れるような図書館活動を推進してまいります。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
5	p.8に示されているとおり、埼玉県立図書館は専門性の高い図書等の収集と高い職員のスキルを生かしてレファレンスサービスや課題解決支援サービス、県内司書の人材育成・運営相談といった事業に取り組んでいらっしゃいます。特にビジネス支援や健康・医療情報、障害者サービスにおいては、全国で見ても先進的な取組を行っている図書館であると言えます。 しかし、p.23-27に示された解決策にはこれら県立図書館の強みが十分に生かされてはならず、県民ワークショップのみに依拠した解決策になっています。優れたサービスを継承し、埼玉県内の図書館サービスの質の維持・向上を図るためにも、 先進的なサービスを今後も実施、継続する旨を明記すべき であると考えます。 p.26の機能①のチェックマーク部分「埼玉県立図書館ならではの専門的なレファレンス・課題解決支援」といった内容を追加すべきと考えます。あわせて、 機能①の見出しを「埼玉県立図書館ならではの資料の収集・提供・保存機能」等に変更すべき と考えます。	8,23-27	B	新たな県立図書館においても、専門性の高い図書等の収集や職員のスキルを活かしたレファレンスサービスは重要な県立図書館のサービスになるものと考えます。このため、P27機能③の主なサービスの中に明記したところです。機能①は、埼玉県立図書館の重要な役割として、国立国会図書館や市町村立図書館で扱わない、埼玉県の地域資料をしっかりと収集・提供・保存することを明記したものです。ご意見を踏まえ、今後具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
6	「 情報通信技術 ICT の高度化は、時や場所を選ばないサービス提供を可能とし 」 →埼玉県立浦和図書館が廃止され、県内人口の多数を占める県南地域の住民にとっては、県立図書館の資料を利用するのに、大変、不便になっています。特に、市立図書館に、所蔵が少ない、比較的古い資料は、外部書庫にあるので、利用するのに、とても時間がかかります。 現状とは、異なる文言 かと思います。	2	E	ご意見のとおり現状の県立図書館では、資料の保存体制も含め、ICTを活用したサービスが課題であると認識しております。本欄においては図書館に限定したのではなく、社会一般における情報通信技術の進展について記載したものです。
7	「市町村立図書館では収集が困難な図書等の保存」 →実際には、 市町村立図書館からの保存の依頼があるにもかかわらず、留保しているのが、現状ではないでしょうか。 もちろん、新県立図書館には、その役割をしっかりと果たしていきたいという、メッセージであれば、問題ありません。	9	C	専門的な図書等や高価なものなど、県立図書館が扱っている図書等について、市町村立図書館との比較として記載したものです。ご意見の趣旨については、市町村立図書館とも意見交換しながら、具体的なサービスの検討に当たり参考にさせていただきます。
具体的なサービスに関すること				
8	「誰一人取り残すことなく」というからには、多様な利用形態を保障する必要があるのではないかと思います。例えば、タブレット端末やパソコンを買う余裕がない人、ネット環境が用意できない人などは、デジタルの恩恵を受けられない可能性があります。図書館を使わない人は、自分で本を購入できる経済的に余裕のある人だと思います。 図書館を実際に使うのはどういう人か、どういうケースで使われるのかそういった視点で計画を考えてほしい です。「誰一人取り残すことなく」は大変重いワードだと思います。	24	B	ご意見のとおり、実際の利用者を想定し、どのような環境においてもサービスを楽しむ具体的なサービスを検討していくことが重要です。このようなことから、P27機能③の主なサービスの中に明記したところです。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
9	自分の幼少期に読んだ本を子どもにも読んでほしくて市立図書館を探しましたが見つからず、購入しようにも流通しておらず…。そんな折、県立図書館では本を長く利用できるようにしていることを知り、探していた本を見つけることができました。ちゃんと保管してくれていたことに感謝しました。 今後も本を残す活動を続けてほしいという意見を反映させたい です。p24「デジタル化が困難な図書等の継続的な提供」、p25「市町村立図書館にはない図書など(中略)を可能とし」に、私の考える意見が集約されているものと考えています。期待しています。	24,25	C	市町村立図書館との連携の下、県民が必要とする資料や情報を継続的に提供できる環境整備は重要と考えています。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
10	先日、高齢の母が、郷土史家加藤勉先生の講演を拝聴してきました。図書館等で調べて、裏付けをもってお話しくださったそうで、こんなことも図書館でわかるのか！と驚き、感銘を受けて帰ってきました。高齢でいろいろ億劫になっている母が、もっと知りたい、関係する本を読みたいと言っていて、嬉しくなりました。図書館にはいろいろな資料があると思うので、 高齢の人が何か知りたいと思ったときに、いろいろ支援してくれると良いなと思いました。 なにかとデジタル化され、自力でも探せるように情報が公開されているご時世ですが、高齢の人やそういったものに弱い人の学びも助けてほしいです。県立図書館は、今現在、すでにそういった活動をしているのかもしれませんが、 効率重視にならないで、率先してきめ細かく対応してほしい です。p24「環境の変化を踏まえて県立図書館に求められる役割」に「高齢者、在留外国人、障害者など多様性に配慮した、誰一人取り残さない図書館サービスの提供」とあり、「今後の方向性」に「市町村立図書館等との連携により、幅広い図書等へのアクセスを保障する図書館へ」という記述はありますが、それ以降の頁にはこの辺のことが書かれておらず、 人的支援が見えにくい ように思いました。	24	B	ご指摘のとおり、社会環境が大きく変化する中において図書館の社会的意義は重要と考えております。ご意見の趣旨につきましては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言のあったところです。P27主なサービス「機能②」及び「機能③」に、リアルとデジタルの多様なコミュニケーション手段によるレファレンスサービスについて記載しました。ご意見を踏まえ、今後具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
11	県立図書館の役割に県民に対して直接サービスをすることがあるが、県民が来館して利用する建物を設置しなければならないものではなく、郵送等でできれば(既存の建物の改修または既存の図書館を取り壊して新築するなど新たな土地を求めのではなく、県有地で対応)書庫センターみたいなもので対応できるのではないかと。 来館でなければ利用できない内容のものは市町村の図書館等の施設も利用できるように連携すればよい と思う。	9	C	いわゆる非来館型サービスは今後重要になってくるものと考えています。同時に、市町村立図書館との協力・協働は県立図書館として重要な機能の一つです。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
12	市町村の図書館の設置率93.7%で、4市町村は公民館図書室が設置されている。また、市町村間の図書の相互貸借も行われているので、 二重行政を避けるために県立図書館の蔵書として市町村と重複するものは相互貸借を補完するのに必要最低限でなければならない と考える。逆に市町村では所蔵できないもの等(障害者サービス、日本語以外のサービスなど)に特化することも必要である。	20,24,25	C	ご意見のとおり、県と市町村の明確な役割分担の下に県内図書館全体で資料等の収集・保存・提供を行っていくことは重要であると考えております。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
13	レファレンスのAI化 ができないか検討等する必要がある。	22	C	図書館におけるデジタルサービスを考える上でAIの活用は重要なものと考えております。他方で、司書の専門性・力量も重要です。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
14	機能③ 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能 は、埼玉県は全国的にみても、先進的かつ丁寧に取り組んでいて、市立図書館の運営や市立図書館を通して課題解決、価値創造につながる資料提供、レファレンスが受けることができているので、 今後も継続していただきたい です。	26,27	C	市町村立図書館との連携の下、県民が必要とする資料や情報を継続的に提供できる環境整備は重要であると考えております。ご意見の趣旨につきましては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言があったことから、ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
15	デジタル化や著作権のこと等現状が書かれていますが、市町村立図書館単独では今後対応し切れない部分が出てくると考えます。 県立図書館が音頭を取り、県内全域で契約する等のことが出来れば、総じての価格が押さえられることもあるか と思います。	全般	C	デジタルアーカイブや電子資料の提供体制については、今年度、他県の導入事例を調査する予定です。ご意見の趣旨につきましては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言があったことから、ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画などを検討する上で参考にさせていただきます。
16	全国的には県立図書館が直接サービスに主軸を置いているように見えるところもあります。「県立図書館ならではのサービスの提供」とあり、大切なことと思います。しかし同時に、 埼玉県立図書館には今後も市町村立図書館を支え、導く存在としても継続してお力添えいただき 、県内全体の図書館力の底上げをお願いしたいと考えます。	24	B	ご指摘のとおり、市町村立図書館との協力・協働は県立図書館として重要な機能の一つです。このためP26の機能③において明記したところです。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
17	市町村の図書館が充実しているので、県立として専門性に特化してよいではないか、と思います。専門性が高いといえば 大学との連携を積極的に行うのは可能でしょうか 。専門的という点では共通していると感じます。大学もキャンパスによっては蔵書が充分ではないかもしれないので、県立図書館としては利便性が高まるしメリットはあるのではないのでしょうか。公共の施設という点では、利用しやすい図書館であってほしいと思います。少なくとも熊谷図はエスカレータ、エレベーターがなく不便さを否定できません。	全般	C	ご指摘のとおり、これからの県立図書館には、図書等だけではなく様々な情報を県民に提供できる環境が求められ、大学図書館をはじめとした関係機関との連携は重要になると考えております。ご意見の趣旨については、具体的なサービスや基本計画の検討に当たり参考にさせていただきます。
18	市町村の図書館は直営から指定管理者による運営が増加し、地域資料の収集保存が十分に行われていないことが危惧される。県立図書館が市町村に対して監督指導をするとともに、 地域資料の収集保存の役割を率先して果たしてほしい 。	26	B	地域資料の収集保存は、地域の「知」を未来へ確実に継承するために、県立図書館をはじめ市町村立図書館においても重要な役割の一つです。ご指摘の点は、P26の機能①において明記したところです。
19	資料のデジタル化により、実資料を廃棄してはならないと考える。デジタル化した資料が、どの程度の保管に耐えられるのか保証がない。仮にデジタル資料が保存不可能になった場合、大きな損失となる恐れがある。 良好な環境での永続的な実資料の保管をお願いしたい 。	26	B	継続的な資料提供サービスのため、紙資料の保存は重要です。ご意見の趣旨につきましては、有識者会議や専門家会議においても発言のあったところです。このため、P27機能①の主なサービスに明記したところです。
20	「県内博物館等の資料など多様な情報へアクセスできる機能」 →実は、私は、公立美術館に関わっております。資料閲覧室には、収蔵しきれない資料が、多くあり、新県立図書館と連携することにより、 保存分担や、情報(蔵書データなども)の共有化 をすることにより、互いの機能を高めることが可能かと思っております。	26	C	これからの県立図書館には、図書館以外の機関と連携して県内全域のネットワーク化を図り、図書等だけではなく様々な情報を県民に提供するサービスが求められると考えております。ご意見の趣旨については、具体的なサービスや基本計画の検討に当たり参考にさせていただきます。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
21	「機能1 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能」について ・ 公立図書館による地域資料収集 は重要な機能です。しかし、県内全域から物理的資料を網羅的に収集するのは困難です。市町村立図書館と共同して収集できるよう、 研修を含めた仕組みづくりが必要 です。 ・デジタル資料はウェブアーカイビングにより収集することが可能です。その際、 重要になるのは、収集したデータのメタデータ付与と効果的な検索の仕組み です。それがなければ、WARPと差異化できません。県立図書館にはそうした取組を期待します。	26,27	C	ご意見のとおり、県内図書館全体で資料等の収集を行うこと、これに向けた司書の研修を実施していくことは、県立図書館の重要な機能であると考えております。またデジタルによる資料等の収集と提供はますます重要になると考えております。ご意見の趣旨につきましては、有識者会議や専門家会議においても発言があったことから、ご意見の趣旨については、具体的なサービスの検討に当たり参考にさせていただきます。
22	「機能2 デジタルライブラリー機能」について ・長野県のように、 県全体で単一の電子図書館サービスを提供することを期待 します。現状、市町村立図書館ごとのライセンス契約のため市民の利用可能な点数は非常に限定されています。	26,27	C	ご意見の趣旨につきましては、有識者会議やワークショップ、専門家会議においても発言のあったところです。県内の図書館振興においては、電子書籍をはじめとした、いわゆる非来館型サービスが今後重要になってくるものと考えています。デジタルアーカイブや電子資料の提供体制については、今年度、他県の導入事例を調査する予定です。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
23	「機能3 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能」について ・コレクションは図書館の心臓ともいえます。県立図書館のコレクションは、市町村立図書館とそれと質的に大きく異なります。具体的には専門性が高く、高価格帯の資料が中心です。「専門図書や多様性に配慮した図書等の収集とデジタルアーカイブ化による提供サービス」と書かれていますが、 真に市町村立図書館の期待に応えるコレクション構築を期待 します。 ・県内図書館への支援として、「図書館職員等の資質・能力向上支援、市町村立図書館への先進事例提供等の運営支援」と書かれていますが、 研修の実施、補助金の支出等の、より踏み込んだ支援を期待 します。海外などでは、国やその関連機関などが社会的包摂などの文脈で補助金を支出しています。かつては多くの都道府県でもそうした支援を実施していました。そうした実効的な方策により、市町村立図書館の取組みは大きく変化すると考えます。	26,27	C	市町村立図書館との連携の下、県民が必要とする資料や情報を継続的に提供できる環境整備は重要であると考えております。また、県立図書館には県内図書館のネットワークを推進し、図書館サービス向上をけん引する役割があると認識しております。また、これまで図書館サービスを十分に享受できなかった方に対するサービスにつきましては、専門家会議において発言があったことから、ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
24	「新埼玉県立図書館基本構想(案)」拝読いたしました。わかりやすくまとめられていると感じました。埼玉県立図書館は、現在老朽化した建物にもかかわらず、県立図書館としての役割をとてよく果たしていると感じます。それは、何より職員の方々の努力と研鑽がサービスの維持につながっていると思います。新埼玉県立図書館を考えるにあたって、 現在の司書職制度を堅持し、もっと豊かな資料費をかけていくべき と考えます。人と資料費がそろわないと図書館は維持できません。この構想を絵に描いた餅にしないよう、今後も堅実に進めていってほしいと願います。ご担当の方は周知のことと思いましたが、あえて書かせていただきました。失礼いたしました。	全般	C	県立図書館の運営に関して司書の関りはとても大切であると考えています。ご意見の趣旨につきましては専門家会議においても発言があったことから、ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
25	基本構想(案)読みました。新しい図書館のあり方として、同意する部分が大きかったことは事実です。それを踏まえて思ったことを率直に書きます。この基本構想をもとに、埼玉県が主導して実施することです。 指定管理図書館には絶対に反対 です。このことを現時点でコメントしておきます。	その他	C	県立図書館の運営に関しては、関係法規に則り適切に進めてまいります。ご意見の趣旨は、具体的なサービス内容や基本計画を検討する上で参考にさせていただきます。
立地、建物に関すること				
26	新たな県立図書館が目指す図書館像の4点、重点機能①～④は、市町村立図書館を補完する県立図書館の基本として重要な点が挙げられていると思います。これらのサービスを実施する上で、 立地場所や規模が重要な要素となる と思いますが、それは今後、どのように決めていくのでしょうか。	25,26	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。
27	新県立図書館は 新しく建設されるのか、どのような計画なのか 等、進んでいることがあれば、その方向性についても記載があっても良いかもしれません。	その他	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。
28	他自治体の基本構想においては立地についての記述が盛り込まれていますが、記述が見られません。p.21「2.7.県民ニーズ(1)～県政世論調査」を見ると、県立図書館の利用経験は現在熊谷・久喜図書館が所在する北部地域・利根地域が10～15%ほど高く、また利用しない理由の多くに「居住地や勤務地から遠い」が挙げられています。職員の優れた知識・スキルと図書館の豊富な情報資源を活用してより多くの県民にサービスを提供するため、 人口の多いさいたま市などに設置する旨をp.24に明記すべき です。	21,24	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
29	p.27において、機能①に基づく主なサービスに「継続的な資料提供サービスのための図書等の閉架書庫での保管・保存」とありますが、 書庫容量など、建物規模についての記述が見られません。 埼玉県立図書館Blogの以下の記事より、外部書庫を利用するなど収蔵状況が厳しい状況にあると考えられます。 https://www.lib.pref.saitama.jp/blog/cat9/post-107.html https://www.lib.pref.saitama.jp/blog/cat9/post-355.html 令和3年度の評価によれば、県立図書館全体で毎年32,000点の図書・雑誌を新規に受け入れており、今後10年間で約30万冊の本が新規に収蔵されると考えられます。 https://www.lib.pref.saitama.jp/about/docs/hyoka5_R3.pdf 毎年約3万冊の資料を新規に受け入れることを想定し、 十分な容量の書庫が確保できる建物規模が必要である旨をp.24に明記すべき と考えます。	24,27	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。
30	県立図書館の役割は、県議会(立法)活動への補佐、県の行政・司法への図書館奉仕提供も重要。よって、 県庁所在地に県立図書館があることが大事である と考える。	9	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。
31	玉川高校での資料保管はやめてほしい	26	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。
32	「専任の司書数は全国で2位」 →専任の職員が多いというが、県南の県民にとっては、サービスの実態が見えてこない、おそらく、職員の皆様も、同様に、 県民の人口集中地域で、また、市立図書館の活動が、活発な地域での、県立図書館の機能を発揮したい と思っているのではと推察します。埼玉県庁機関への行政支援も、同様かと思います。	7	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。
33	「過去に一度も利用したことがない回答者は 86.2 %。」 「利用したことがない理由は、「居住地や勤務地から遠い」(59.3%) が最も高く、次いで「県立図書館の存在を知らなかった」(37.0%)」 →この調査により、県民の多くがいかに、県立図書館を利用しづらいかを物語っています。 新県立図書館の県南地域での設置を切に願います。	21	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えております。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
34	「場所的、時間的制約から利用者が限られている従来の県立図書館の来館型サービスの枠を超えたサービス展開」 →まるで、県南地域には、設置しなくても、サービス展開が出来ると思わせるような文言だが、 新県立図書館の設置が、県南地域でないとするば 、新県立図書館の将来は、現状と同様に、県民の大多数が存在すら知らない施設のままかと思います。	24	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示したいと考えております。
35	基本構想(案)の内容の薄さ 意見募集ということで基本構想(案)に目を通したが、ほとんど新図書館について書かれていない。32ページ中4ページの、しかも抽象的すぎる文章を読んで何を言えというのか、どのような意見を求めているのか全く分からない。 最低でも場所と規模、購入する本の種類や冊数や予算、叶うなら施設の平面図くらいは掲載するべき ではないか。	その他	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示したいと考えております。
36	本件外の意見であるが、無関係でない以下について述べることをお許しください。県立図書館の機能面(ソフト)は本基本構想案のとおりで万全であることとしても、図書館そのものである施設(ハード面)の充実を進めていくことが重要である。いずれ当局において計画されるものと思うが、 利用者の交流ルームやリラックスを増進するエリアを充実することを希望 する。	その他	D	具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示したいと考えております。
37	懸念されることとして、機能が4つに絞られている点です。「望ましい基準」は、都道府県立図書館に多様な機能を期待しています。例えば、今後、ますます重要になると予想される多文化サービスなどは、今回の基本構想には記述がありません。これは一例ですが、こうした主題、対象者に関わる サービスのあり方も知りたいたいと思いました 。 ・今後、 県立図書館が4機能に焦点化 し、仮に県民への直接サービスを実施しない、あるいは大幅に縮小するのであれば、現在の県立図書館の性格を大きく転換することになると思います。そうであるのであれば、 そのことを明示するべきだ と考えます。 ・県立図書館が「現場」を持つことで、市町村立図書館への支援が充実してきたことは間違いありません。そうした県立図書館のこれまでの実績を踏まえ、未来を構想してもらいたいと考えます。個人的には、 交通至便な場所に直接サービスも実施する現代的な県立図書館建設を期待 します。	26,27	D	今回お示した4つの機能は、重点化する主な機能を記載したものであり、これ以外の機能やサービスを縮小するものではありません。有識者会議やワークショップ、専門家会議においても県立図書館の機能について多方面からの発言がありました。なお、具体的な立地、規模などについては、今後作成予定の基本計画においてお示したいと考えております。

区分	適用	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	1
B	すでに案で対応済みのもの	6
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D	意見を反映できなかったもの	15
E	その他	5

41

番号	意見・提案内容	該当ページ	反映状況	対応・考え方
その他				
38	意見募集のPR不足 知人から県立図書館への意見募集について聞き、ウェブサイトURLまで教えてもらったためこうして意見を投稿できるが、一般の図書館利用者・県民へのPRが全く足りていない。図書館ウェブサイトや各市町村図書館・公民館へのチラシくばりもしていないと見受けられる。 本気で意見を集める気がない証拠 だと感じた。	その他	E	今後検討を進めるにあたっては、県民へ広く周知を図ることに努めてまいります。
39	縮小する図書館への不満 何十年も前から、大きな図書館を1館造るということで各地の図書館を閉めていたのではないのか。浦和や川越の都市部の図書館を閉鎖し、未だだらだと こんな抽象的な資料でごまかそうと している姿勢に疑問を感じる。	その他	E	この基本構想は、新たな時代に向けた埼玉県立図書館の機能や役割、主なサービスをまとめたものです。県内全体の図書館振興も視野に入れ、有識者会議やワークショップ、専門家会議においてご意見をいただきながら検討いたしました。具体的なサービスや立地などについては、今後作成予定の基本計画においてお示ししたいと考えています。
40	本基本構想案に賛同 する。	全般	E	本基本構想を策定したのち、具体的なサービス等の検討を進めてまいります。
41	本基本構想案が実施されることによって 図書館利用者が恩恵を享受し、自己実現がなされその成果が社会に還元されるものと期待 される。私事ですが、図書館を利用させていただいて恩恵を受けていることに感謝申し上げます。	その他	E	本基本構想を策定したのち、具体的なサービス等の検討を進めてまいります。